以前休止した駐車場を再開する場合の届出について

- 1 . 届出の時期 再開した日から 10 日以内。
- 2.提出書類と部数

再開届 2部(うち1部は審査終了後、副本として返却) 一部再開の場合は、その箇所の平面図を添付する。

平成 22 年 4 月 1 日

(あて先)大田区長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4 氏名 大田パーキング(株) 代表取締役 大田 一郎 印 法人にあっては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名

路外駐車場再開届

駐車場の供用を下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称 大田第一駐車場
- 2 駐車場の位置 大田区蒲田5-13-14
- 3 再 開 年 月 日 平成 22 年 3 月 24 日
- 4 再 開 台 数 全 部 一 部 (10 台)
- 5 再開する部分の面積 125 平方メートル
- (注)1 正副2通を提出してください。
 - 2 一部再開の場合は、その部分の平面図を添付してください。